

公立大学法人大分県立看護科学大学職員住宅貸付規程

平成18年 4月 1日
規程第 37号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則第49条の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）が管理する職員住宅（以下「住宅」という。）の貸付けについて必要な事項を定め、もって管理の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において住宅とは、本学が、その事務及び事業の円滑な運営に資する目的をもって、職員及び主としてその収入により生計を維持する者その他理事長が特に必要と認める者を居住させるために設置する建物並びにその附属建物をいう。

(住宅の管理)

第3条 住宅は、理事長が管理するものとする。

(住宅台帳)

第4条 理事長は、住宅貸付台帳（様式第1号）を備え、常時住宅の現況及び入居者等の状況を明らかにしておかなければならない。

(入居申込み)

第5条 住宅の入居申込みをしようとする者（以下「入居申込者」という。）は、住宅使用許可申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

(入居者の決定)

第6条 住宅の入居者（以下「入居者」という。）は、入居申込者の中から、理事長が当該住宅の設置の目的に従い、職務の内容、職務上の地位及び現在の住居の状況等を勘案して決定する。
2 理事長は、前項の規定により入居者を決定したときは、当該入居者に住宅使用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用開始)

第7条 入居者は、誓約書（様式第4号）を理事長に提出し、住宅使用許可書の交付を受けた日から10日以内に住宅の使用を開始しなければならない。
2 入居者が、前項に規定する期間内に住宅の使用を開始することができないときは、その理由を明らかにして使用許可のあった日から5日以内に入居延期許可申請書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。
3 理事長は、前項の規定により使用開始期限延期の申請がなされ、その理由が真にやむを得ないと認めるときに限り申請者に1月以内の期限を定め、入居延期許可書（様式第6号）を交付して入居延期の許可をするものとする。

(貸付料)

第8条 住宅の貸付けについては、別に定める「職員住宅貸付料算定基準」により算定した貸付

料を徴収する。

- 2 前項により算定する貸付料は、月額とし、毎月の給料支給日にその貸付料を納入しなければならない。ただし、住宅の明渡しをする者は、明渡しの前日までに貸付料を納入しなければならない。
- 3 使用期間が1か月に満たない場合における貸付料は、日割計算によるものとする。

(費用負担)

- 第9条 天災、時の経過その他入居者の責に帰することのできない事由により、住宅が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担するものとする。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する「軽微である場合」の具体的適用に関する負担区分については、別表「職員住宅修繕負担区分表」によるものとする。

(貸付の取消し)

- 第10条 入居者が、この規程又は住宅の管理について、必要な指示に違反したと認められるときは、理事長は、住宅の貸付けを取り消すことができる。
- 2 前項の規定により住宅の使用許可を取消したときは、住宅使用許可取消通知書(様式第7号)により入居者に通知するものとする。

(住宅の明渡し)

- 第11条 入居者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、入居者は、20日以内に住宅を明け渡し、速やかに住宅退去届(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 退職したとき。
 - (3) 転勤により当該住宅を使用する資格を失ったとき。
 - (4) 前条の規定により貸付を取り消されたとき。
- 2 住宅を退去する場合、入居者は住宅を明け渡すまでに次に掲げる事項を履行しなければならない。
 - (1) 電気、水道、ガス、電話料金などの精算
 - (2) 放置物、ゴミなどの処分
 - (3) 仮設物の撤去
 - (4) 汚損したガラス、畳、障子、襖の補修及び張り替え
 - (5) 壁の落書きの消去、張り紙などの除去
 - (6) その他入居者が毀損した箇所の補修
 - 3 入居者は、その使用期間中において、この規程に定める入居者の義務を怠っているときは、これを速やかに履行した後、住宅を明け渡さなければならない。

(明渡猶予)

- 第12条 入居者が、前条第1項の規定により住宅を明け渡さなければならない場合において、20日以内に明け渡すことができないときは、入居者は、使用許可取消通知を受けた日又は退去届を提出した日から10日以内に、明渡猶予許可申請書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により明渡猶予の申請があったときは、理事長は、その理由がやむを得ないと認められた場合に限り、原則として90日の範囲内で明渡すべき日を定め、明渡猶予許可書(様式第

10号)を交付して明渡猶予の許可をするものとする。

- 3 前条第1項及び前項の規定による明渡しの日までに住宅を明け渡さない者に対しては、その超過した期間について、貸付料の3倍に相当する額を徴収することができる。

(注意義務)

- 第13条 入居者は、善良な管理者の注意をもって、住宅を正常な状態において使用しなければならない。

(原形変更禁止)

- 第14条 入居者は、理事長の許可を得ないで建物の原形を変更し、又はその構内に建物及び工作物を建設することはできない。

(転貸禁止)

- 第15条 入居者は、その建物の全部又は一部を他に転貸してはならない。

(損害賠償)

- 第16条 入居者は、故意又は過失によって、建物又は附属物を滅失若しくは毀損したときは、その損失を賠償しなければならない。ただし、情状により、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

- 2 入居者は、その家族及び同居者が行った前項の行為についても、その責任を負わなければならない。

(その他)

- 第17条 この規程に定めるもののほか、住宅の貸付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、大分県職員宿舍管理規則（昭和39年10月13日大分県規則第81号）に基づき、現に住宅を使用している者は、この規程の施行日（以下「施行日」という。）において、第6条第1項の規定による入居者の決定を受け、住宅使用許可書の交付を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により、住宅使用許可書の交付を受けたものとみなされた者は、第8条第2項の規定にかかわらず、住宅使用許可書の交付を受けたものとみなされた日の属する月から、貸付料を納入しなければならない。
- 4 施行日以後において新たに住宅に入居する者で、施行日に住宅使用許可書の交付を受けた者は、第8条第2項の規定にかかわらず、住宅使用許可書の交付を受けた日の属する月から、貸付料を納入しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

職員住宅修繕負担区分表

区分	大学負担	入居者負担	付記
建物	基礎	基礎、土台、土間の修理	大学負担の修繕区分のうち簡易な修繕は入居者負担とする。 (以下同じ。)
	軸	鴨居、敷居、柱、梁等の修理	
	屋根	屋根、ひさし、雨樋、屋上コンクリート、 屋上ささくの修理(塗装、防水を含む)	
	内部	根太、床、天井、縁、壁等の修理	
	外部	下見、戸袋、外壁、ぬれ縁の修理	
	建具	建具の本体(雨戸、ガラス戸、木戸 ふすま、障子等の枠)の修理 付属品(錠等)の取替	
エアコン	修理・部品取替	簡単な建具調整 付属品(把手、レール、戸車、簡単な錠等)の修理及び取替 ふすま、障子、網戸の張替	
敷地	土地	敷地内の舗装修理、土留、石垣の 修理	敷地内の整地保全
	塀、垣根	水はけ不良なおし 塀、垣根の修理	
	樹木	木塀の釘締め及び簡単な修理、補強	
		造園、本格的な手入れ 樹木、生垣の整枝、簡単な病害虫防除	
付帯設備	給排水	排水管及び下水溝(マンホールを含む)、 流し調理台、洗面台、洗濯槽等の修理取替	水道蛇口、パッキング、排水管、下水溝、マンホール、調理台、洗面台等の修理並びに詰まり直し パッキング、ポンプ類の部品取替、修理 便所の詰まり直し、便所内付属品(タオル掛、ペーパーホルダー等)の修理及び取替 コンロの取付、取替、ガス付属品(ゴム管等)の修理及び取替 配線の変更修理(取出口から先) 付属品(ソケット、スイッチ、ヒューズ、コンセント類、グローブ、笠電球等)の修理及び取替 換気扇の清掃及び簡単な修理 設備に付随する電池の取替
	衛生	浄化槽設備(ポンプ、モーター、配管等)、水洗便所給排水設備、便器の修理及び取替	
	ガス	ガスメーター、給湯設備、配管の修理及び取替	
	電気	電気メーターの修理及び取替、配線(外部から天井、壁等の取出口まで)の修理 電気回路の絶縁検査 外灯(玄関灯を除く)の修理及び取替	
その他	畳	畳床替	畳表替、畳裏返し
	風呂	浴槽、ボイラー(風呂釜)の修理及び取替、サーモスタット修理・取替	浴室付属品の修理及び取替

住宅を退去しようとするものは、畳、ふすまを替えて退去しなければならない。ただし、住宅管理者が住宅の適正な管理が損なわれないと判断した場合はこの限りでない。

(様式第2号)

住宅使用許可申請書

職・氏名				
現住所				
入居すべき家族の状況				
続柄	氏名	生年月日	職業(学年)	備考
現在の住居の状況				
持家・借家の別				家賃額等

上記のとおり、住宅の使用を許可くださるよう申請します。

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長

殿

申請者(職・氏名)

(様式第3号)

住宅使用許可書

(職・氏名)

下記の通り住宅の使用を許可する。

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長

印

記

- 1 使用を許可する部屋番号 ()
- 2 使用期間 年 月 日から 年 月 日までの2年間とする。ただし、使用期間満了の日の前日までに使用許可の取消しをしないときは、更に使用期間を更新するものとする。
- 3 入居期限 使用許可のあった日から10日以内に入居すること。当該入居期間内に入居できない事由があるときは、使用許可のあった日から5日以内に入居延期許可申請書を提出すること。入居期限内に入居しないで所定期限内に入居延期許可申請書を提出しないときは、住宅の使用許可を取消すので了知されたい。

(様式第4号)

誓約書

年 月 日付で、住宅の使用許可を受けましたが、入居後は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員住宅貸付規程を遵守し、違反することのないよう努めることを誓約します。

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長

殿

申請者（職・氏名）

(様式第5号)

入居延期許可申請書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 殿

(職・氏名)

入居延期許可申請書

下記のとおり、住宅の入居を延期したいので許可して下さるよう申請します。

記

- 1 使用を許可された住宅の部屋番号 ()
- 2 入居延期申請期間 年 月 日まで
- 3 入居延期の理由

(様式第6号)

入居延期許可書

(職・氏名)

下記のとおり入居の延期を許可する。

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長

印

記

- 1 入居延期の期限 年 月 日まで
- 2 入居延期期限内に住宅に入居しないときは、住宅の使用許可を取消すので了知されたい。

(様式第7号)

住宅使用許可取消通知書

(職・氏名)

下記のとおり、住宅の使用許可を取消するので、すみやかに住宅を明け渡されたい。

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長

印

記

- 1 使用許可を取消した住宅の部屋番号 ()
- 2 使用取消の事由

(様式第8号)

住宅退去届

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 殿

(職・氏名)

下記のとおり、住宅を退去しますので、お届けします。

記

- 1 使用中の住宅の部屋番号 ()
- 2 退去予定日 年 月 日
- 3 退去の理由

(様式第9号)

明渡猶予許可申請書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 殿

(職・氏名)

下記のとおり、住宅の明渡しの猶予を許可くださいますよう申請します。

記

- 1 使用許可を取消された住宅の部屋番号 ()
- 2 明渡猶予申請期限 年 月 日まで
- 3 猶予申請の理由

(様式第10号)

明渡猶予許可書

(職・氏名) 殿

下記のとおり、住宅の明渡しの猶予を許可するので、当該明渡猶予期限内に住宅を明渡されたい。

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長

印

記

- 1 明渡猶予期限 年 月 日まで